

## 原案可決

平成 23 年 2 月 28 日

### 委員会提出議案第 1 号

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、1995 年に容器包装ごみをリサイクルするために制定された。

その後、法附則第三条に基づいて、2006 年に一部改正されたが、衆議院環境委員会で 19 項目、参議院環境委員会で 11 項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となった。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態である。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約 9 割が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっている。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められている。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達を禁止」する自治体が登場している。

よって、熊谷市議会は政府等に対し、我が国においても一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項を基本とする容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求めるものである。

### 記

- 1 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用の負担割合を検討する。
- 2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進する。
- 3 製品プラスチックの合理的なリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月28日

熊谷市議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
農林水産大臣 様  
経済産業大臣 様  
環境大臣 様

提出者 福祉環境常任委員会  
委員長 黒澤三千夫